



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*64 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課)

○ 告示

1132 和歌山県震災事前復興計画策定基礎調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (総合防災課)

1133 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防保安課)

1134 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)

1135 " (")

1136 " (")

1137 " (")

1138 " (")

1139 " (")

1140 " (")

1141 " (")

1142 " (")

1143 " (")

1144 平成20年度要監視項目水質測定業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (環境管理課)

1145 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)

1146 生活保護法による指定医療機関の休止 (")

1147 生活保護法による医療機関の指定 (")

1148 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課)

1149 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更 (")

1150 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業

者の変更 (")

1151 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課)

1152 保安林予定森林 (森林整備課)

1153 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)

1154 教育免許所有者データ登録業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)

1155 一般競争入札による落札者の決定 (")

○ 公安委員会告示

36 道路交通法の規定による特定講習の廃止

○ 公告

入札公告 (総合防災課)

" (環境管理課)

" (教育委員会)

○ 諸報

和歌山県市町村職員共済組合の平成19年度決算の要旨 (和歌山県市町村職員共済組合)

規 則

和歌山県規則第64号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号イ中「第7条」を「第7条第1項」に、同号ウ中「第1条の2第1項」を「第1条の5第1項」に、同号エ中「第1条の2第2項」を「第1条の5第2項」に、同号カ中「第14条第1項第2号」を「第5条の3」に改める。

別表第3(その3)の表2の項から4の項までを次のように改める。

2	ベルトコンベア。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設 (2) ベルトの幅が75センチメートル以上であり、かつ、鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のもの	ベルトの幅が60センチメートル以上又は延長の長さ100メートル以上であること。
---	---	---

3	粉碎施設。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 大気汚染防止法第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設 (2) 原動機の定格出力が75キロワット以上であり、かつ、鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のもの	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。
4	ふるい。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 6の項に掲げるもの (2) 大気汚染防止法第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設 (3) 原動機の定格出力が15キロワット以上であり、かつ、鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のもの	原動機の定格出力が1.5キロワット以上であること。

別表第3(その5)第3項中「ふるい機」を「ふるい」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1132号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県震災事前復興計画策定基礎調査業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県震災事前復興計画策定基礎調査業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年8月15日(金)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者である

こと。

(6) 過去5年間に於いて、国等又は都道府県、政令指定都市、和歌山県内の市町村発注の計画等策定のための調査業務等の実績を有する者であること。

(7) 県が定める仕様書に基づき適正に業務を遂行することができることと認められる業務計画書を提出する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 使用印鑑届

オ 直近1年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては直近1年度分の市町村民税)

キ 誓約書

ク 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

ケ 本委託業務に係る業務計画書

コ 申告書

(2) (1)の ア、イ、エ、キ、ク、ケ、コに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年8月15日(金)から平成20年8月29日(金)までの和歌山県の休

日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の9時から17時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類等について質問がある者は、平成20年8月29日(金)17時までの間に和歌山県総務部危機管理局総合防災課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年8月15日(金)から平成20年8月29日(金)までの休日を除く日の9時から17時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2271

ファクシミリ番号 073-422-7652

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年9月4日(木)までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年9月8日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成20年9月10日(水)までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1133号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(以下「講習」という。)を財団法人和歌山県消防設備保守協会に委託して次のとおり実施する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 講習の種類

講習の類別の区分は、次のとおりとする。

消火設備	警報設備	避難設備・消火器
第1類(甲・乙)	第4類(甲・乙)	第5類(甲・乙)
第2類(甲・乙)	第7類(乙)	第6類(乙)
第3類(甲・乙)		

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定するものとする。

講習区分	講習日	講習時間	講習場所	
			会場名	所在地
消火設備	平成20年10月14日	午前9時30分から	田辺地域職業訓練センター	田辺市中屋敷町24-2
警報設備	平成20年10月15日	午前9時30分から	田辺地域職業訓練センター	田辺市中屋敷町24-2
警報設備	平成20年10月21日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	和歌山市北出島1丁目5番47号
警報設備	平成20年10月22日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	和歌山市北出島1丁目5番47号
消火設備	平成20年10月30日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	和歌山市北出島1丁目5番47号
避難設備 消火器	平成20年10月31日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	和歌山市北出島1丁目5番47号

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙7,000円をはり付け、次項の受付期間中に次項受付場所に提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成20年9月22日(月)から同月26日(金)までの間に財団法人和歌山県消防設備保守協会及び各振興局総務企画室(海草振興局を除く。)において受け付ける。

5 受講対象者

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の17

第1項及び第2項に規定する消防設備士

6 講習科目及び講習時間

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間

7 その他

詳細については、受講申請書受付場所に問い合わせること。

和歌山県告示第1134号

和歌山県有田郡湯浅町大字栖原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成18年6月2日から平成20年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字栖原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字栖原の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年8月7日

和歌山県告示第1135号

和歌山県有田郡湯浅町大字栖原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成18年6月2日から平成20年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字栖原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字栖原の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年8月7日

和歌山県告示第1136号

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高町

2 調査を行った時期

平成18年4月28日から平成20年3月26日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区

5 認証年月日

平成20年8月7日

和歌山県告示第1137号

和歌山県日高郡日高町大字小坂の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高町

2 調査を行った時期

平成18年4月28日から平成20年3月26日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高町大字小坂の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高町大字小坂の一部地区

5 認証年月日

平成20年8月7日

和歌山県告示第1138号

和歌山県田辺市大字上芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県田辺市

2 調査を行った時期

平成18年5月1日から平成20年3月26日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市大字上芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市大字上芳養の一部地区

5 認証年月日

平成20年8月7日

和歌山県告示第1139号

和歌山県日高郡みなべ町山内・気佐藤の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月10日から平成20年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町山内・気佐藤の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町山内・気佐藤の各一部地区
- 5 認証年月日
平成20年8月7日

和歌山県告示第1140号

和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月10日から平成20年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年8月7日

和歌山県告示第1141号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

- 2 調査を行った時期
平成18年5月10日から平成20年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年8月7日

和歌山県告示第1142号

和歌山県日高郡みなべ町芝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月10日から平成20年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町芝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町芝の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年8月7日

和歌山県告示第1143号

和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月10日から平成20年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区
- 5 認証年月日

平成20年8月7日

和歌山県告示第1144号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度要監視項目水質測定業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

平成20年度要監視項目水質測定業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年8月19日(火)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。

(5) 計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明の事業の登録を受けている者のうち、計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)別表第4に規定する水又は土壌中の物質の濃度に係る事業を行うことができるものであること。

(6) 環境分析に精通しており、自社による分析で塩化ビニルモノマ、エピクロロヒドリン、1,4-ジオキサン、全マンガン、ウラン、クロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒドの全ての項目について1の(2)に掲げる仕様書記載の分析方法及び報告下限値に対応できること。

(7) 分析を行う自社事業所の所在地が和歌山県、大阪府、奈良県又は三重県内にあること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書で発行後3か月を経過していないもの(法

人によっては法務局発行のもの、個人にあっては市町村発行のもの)

オ 直近2か年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者には、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 施行規則第44条第1項の登録証(施行規則別表第4に規定する水又は土壌中の物質の濃度に係る事業の登録をしているもの)の写し

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

サ 分析標準作業手順書

シ 会社概要を示す書類(支店や検査機関等の所在がわかるパンフレット等)

(2) (1)のイからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、キ、ク及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年8月15日(金)から平成20年8月22日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年8月15日(金)から平成20年8月26日(火)までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して、書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年8月19日(火)から平成20年8月26日(火)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年9月2日(火)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年9月5日(金)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年9月9日(火)までに当該説明を求めた者に対して、書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1145号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
東薬18-16	のぞみ薬局	東牟婁郡串本町古座1035番地87	平成20.7.29

和歌山県告示第1146号

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071100188	ながみね農業協同組合	海南市大野中718番地の1	菖蒲典典侑	JAながみねヘルパーステーションしもつ	海南市下津町下225	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.6.30
3071201309	有限会社農協自動車	紀の川市西脇176-6	宮本一男	さわやか福祉会	紀の川市西脇176-6	通所介護・介護予防通所介護	平成20.6.30
3072200631	株式会社葵	田辺市下屋敷町1-78	寺本真美	あおい介護センター	田辺市下屋敷町1-78	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.7.30

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田医87-1	医療法人西川胃腸科医院	田辺市文里二丁目32-1	平成20.8.1

和歌山県告示第1147号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
東薬22-20	なごみ薬局	東牟婁郡那智勝浦町大字朝日1丁目61番地	平成20.8.1

和歌山県告示第1148号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1149号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称 (変更があったサービスの種類)	事業所の所在地		変更年月日
	新	旧	
誠光ライフ株式会社(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売)	和歌山市築港6丁目9番地の10	和歌山市砂山南1丁目2番21号	平成20.7.14

和歌山県告示第1150号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条、第82条及び第115条の5の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の変

1 指定訪問介護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションわかやま	和歌山市小雑賀696-5	所在地	和歌山市関戸5丁目7番16号	和歌山市小雑賀696-5	平成19.12.28

和歌山県告示第1152号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡上富田町生馬字黄金倉3369
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字黄金倉3369(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

更について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の9第2号の規定に基づき公示する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所の名称		変更のあったサービスの種類	変更年月日
新	旧		
訪問看護ステーションはやしもと	訪問看護ステーションみつばち	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.7.1
医療法人慈秀会居宅介護支援	医療法人慈秀会	居宅介護支援	平成20.7.1

和歌山県告示第1151号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号に基づき次のとおり公示する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1153号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 施行者の名称
和歌山市
- 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画下水道事業 和歌山市公共下水道
- 事業施行期間
自 昭和48年11月27日
至 平成26年3月31日
- 事業地
(1) 収用の部分

昭和47年和歌山県告示第880号、昭和52年和歌山県告示第572号、昭和54年和歌山県告示第248号、昭和61年和歌山県告示第203号、昭和63年和歌山県告示第773号、平成3年和歌山県告示第67号、平成5年和歌山県告示第87号、平成6年和歌山県告示第95号、平成12年和歌山県告示第606号及び平成18年和歌山県告示第378号の事業地に、和歌山県和歌山市大字加太字出口、大字土入字若宮、大字狐島字西淀屋、大字北島字鶴ノ島、大字栗字春日ノ坪並びに大字園部字汐波を加える。

(2) 使用の部分

平成12年和歌山県告示第606号及び平成18年和歌山県告示第378号の事業地に、和歌山県和歌山市島橋西ノ丁を加える。

和歌山県告示第1154号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、教員免許所有者データ登録業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

教員免許所有者データ登録業務委託

(2) 契約期間

平成20年9月17日(水)から平成21年2月20日(金)まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年8月15日(金)現在において(1)から(4)までの要件を満たし、かつ、平成20年8月28日(木)現在において(5)の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格が停止されていない者であること。

(4) 財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)のプライバシーマーク制度の認定又はISMS適合性評価制度の認証を取得している者であること。

(5) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム分析・開発」及び「データ処理」に登録されている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 2の(5)に掲げる資格を有する旨の通知を受けた現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

オ プライバシーマーク使用許諾証の写し又はISMS認定証の写し

(2) (1)のア、ウ及びエに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年8月15日(金)から平成20年8月28日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年8月28日(木)午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局給与課に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年8月15日(金)から平成20年8月28日(木)までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局給与課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3670

ファクシミリ番号 073-441-3678

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年9月2日(火)までに郵送により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年9月5日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成20年9月10日(水)までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1155号

和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
和歌山県立図書館コンピュータシステム機器等の賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立図書館総務課
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日
平成20年7月25日
- 4 落札者の氏名及び住所

NECリース株式会社/日本電気株式会社コンソーシアム
（代表者）NECリース株式会社 社長 加藤奉之
東京都港区芝五丁目29番11号
（構成員）日本電気株式会社 代表取締役執行役員社長 矢野薫
東京都港区芝五丁目7番1号

- 5 落札金額
82,800,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成20年6月13日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第36号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項の規定により公示する。

平成20年8月15日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

名 称	所 在 地	廃止する特定講習の種別	廃止年月日
株式会社串本自動車学校	和歌山県東牟婁郡串本町出雲1550番地	普通、普通二輪、原付免許に係る初心運転者講習	平成20年6月30日

公 告

入札公告

和歌山県震災事前復興計画策定基礎調査業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称 和歌山県震災事前復興計画策定基礎調査業務
 - (2) 業務委託内容 仕様書による。
 - (3) 業務期間 契約締結日から平成21年2月27日（金）まで
 - (4) 予定価格 1,467,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - (5) 業務形態 単体企業
 - (6) 支払条件 前払金 無
部分払 無
- 2 入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1132号に規定する和歌山県震災事前復興計画策定基礎調査業務に係る競争入札参加資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県総務部危機管理局総合防災課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁南別館3階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2271
ファクシミリ番号 073-422-7652

(2) 期間

平成20年8月15日（金）から平成20年8月29日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の9時から17時まで

- 4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

<p>(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先 3の(1)に同じ。</p> <p>6 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山県庁南別館205号防災研修室 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1</p> <p>イ 入札日時 平成20年9月12日(金)10時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当す</p>	<p>る入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局総合防災課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。</p> <p>12 契約書の要否 要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県総務部危機管理局総合防災課</p> <p>イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁南別館3階 郵便番号 640-8585 電話番号 073-441-2271 ファクシミリ番号 073-422-7652</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <p style="text-align: center;">入札公告</p> <p>平成20年度要監視項目水質測定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。</p>
--	---

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成20年度環管第15号

(2) 委託業務名

平成20年度要監視項目水質測定業務（以下「委託業務」という。）

(3) 委託業務内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

和歌山県が指定する場所

(5) 委託業務期間

契約締結日から平成21年1月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1144号に規定する委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

(2) 日時

平成20年8月15日（金）から平成20年8月22日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成20年8月26日（火）午後5時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成20年8月26日（火）午後5時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館4階第408会議室

イ 入札日時

平成20年9月12日（金）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局
環境管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に
基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって
申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を
決定するものとする。この場合において、当該入札者の
うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある
ときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和
歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを
引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が
ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合におい
て、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

入札公告

教員免許所有者データ登録業務委託について、次のとお
り一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年
政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規
定に基づき公告する。

平成20年8月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 業務の名称及び数量

教員免許所有者データ登録業務委託 1式

(3) 仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局給与課

(5) 業務委託期間

平成20年9月17日(水)から平成21年2月20日(金)
まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1154号に規定する教員免許所
有者データ登録業務委託に係る一般競争入札参加資格を
有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局給与課

(2) 期間

平成20年8月15日(金)から平成20年8月28日(木)

までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山
県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10
時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に
対して質問がある者は、平成20年9月5日(金)午後5時
までの間に和歌山県教育庁教育総務局給与課に対して
電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うも
のとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりと
する。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館4階第407会議室

イ 入札日時

平成20年9月12日(金)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合計
9	20	1	42	72

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局給与課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局給与課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局給与課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3670

ファクシミリ番号 073-441-3678

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成19年度決算の要旨を公告する。

平成20年8月15日

和歌山県市町村職員共済組合
理事長 山田五良

組合員種別	一般	市町村長	特定消防	任意継続	合計
組合員数(人)	13,415	30	1,408	374	15,227
給料月額(百万円)	4,500	20	460	111	5,091
一人当たり給料月額(円)	335,400	670,160	326,964	297,353	334,345

3 組合職員の数は、次のとおりである。(単位：人)

経理単位	業務	保健	貯金	貸付	合計
人 員	15	3	4	2	24

4 損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
取 入	負担金	3,570,690	11,602,025		119,689	195,039		
	掛金	3,683,168	6,947,893			194,970		
	高額医療交付金	90,508						
	育児・介護休業手当金交付金	245,172						
	組合員貸付金利息							294,549
	連合会交付金				67,141	4,482		33,095
	利息及び配当金	3,537		650,215	541	1,339	278,077	251
	その他の収入	47,044		3,215	697	17	4,915	
	他経理から繰入金				22,287			
	前年度支払準備金	579,239						
計	8,219,358	18,549,918	653,430	210,355	395,847	282,992	327,895	
支 出	給付金	4,232,415						
	職員給与				94,626	16,139	37,568	10,984
	厚生費				64	303,749	10	3
	旅費・事務費				10,768	4,549	4,112	1,997
	委託費				7,781	18,973	3,717	1,224
	貸借料				2,349	1,848	1,325	441
	負担金				18,268	3,867	6,481	2,924
	連合会分担金				28	154		
	支払利息			652,593			90,127	256,080
	老人保健拠出金	1,423,987						
	退職者給付拠出金	1,411,727						
	介護納付金	625,165						
	連合会払込金	129,080	18,549,918		53,235			33,989
	連合会拠出金	355,720						
	他経理へ繰入金	22,287						
その他の支出	5,102		837	4,726	794	3,203	32,074	
次年度支払準備金	664,414							
計	8,869,897	18,549,918	653,430	191,845	350,073	146,543	339,716	
差引当期損益金又は当期損失金(△)	△650,539		0	0	18,510	45,774	136,449	△11,821

5 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	貯金	貸付
資 産	流動資産	1,936,869	1,011,194	11,664,532	224,018	394,941	1,719,345	361,818
	固定資産			49,118,084	7,180	1,265	11,587,931	12,075,422
	繰延資産							
	資産合計	1,936,869	1,011,194	60,782,616	231,198	396,206	13,307,276	12,437,240
負 債	流動負債	737,698	1,011,194	195,778	1,545	16,799	11,516,213	4,398
	固定負債	664,413		60,586,838	106,957	27,135	82,183	12,083,230
	負債合計	1,402,111	1,011,194	60,782,616	108,502	43,934	11,598,396	12,087,628

資本	資本剰余金							
	積立金							
	利益剰余金	534,758			122,696	352,272	1,708,880	349,612
	欠損金							
	資本合計	534,758			122,696	352,272	1,708,880	349,612
負債・資本合計		1,936,869	1,011,194	60,782,616	231,198	396,206	13,307,276	12,437,240